



令和4年4月4日

富山県公安委員会委員長 神 川 康 子

#### 富山県公安委員会規程第4号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第1号）の項の次に次の項を加える。

航空法（昭和27年法律第231号）	1 第 131条の2の5第9項の規定による国土交通大臣との協議
	2 第 131条の2の6第4項の規定による国土交通大臣との協議
	3 第 134条第5項の規定による国土交通大臣との事前協議

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年4月4日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達物品等の名称及び数量

電子複写機による複写サービス 3区分(A～Cランク) 各一式

##### (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

##### (3) 契約期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで（60箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和4年4月4日から同年4月12日までの間（日曜日及び土曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 応札仕様書等の提出期限

令和4年4月15日（金） 午後5時15分

(4) 郵便による入札書の受領期限

令和4年4月22日（金） 午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

Aランク 令和4年4月25日（月） 午前10時00分

Bランク 令和4年4月25日（月） 午前10時15分

Cランク 令和4年4月25日（月） 午前10時30分

(2) 開札の場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

入札書は様式1～3によるものとし、入札金額は、各項目の1枚当たりの単価に基準枚数を乗じた価額の総価を記載すること。落札金額は、入札書に記載され

た金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
  - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
  - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

